

東京工科大学医療技術学研究科  
大学院における学位論文に係る評価に当たっての基準について

○修士論文

・論文審査体制

修士論文の審査は、各専攻における大学院担当教員を中心とする審査委員によって行う。修士論文における審査委員は、主査を指導教員以外の者から選出し、主査及び指導教員を含め3名以上とする。

主査は、修士論文を提出した学生が所属する専攻の教員が務めることとする。副査については、基本的に当該学生が所属する専攻の教員が務めることとするが、必要に応じて本学教員及び他大学教員の中から専攻長が認める教員が務めることができる。

・審査の方法

修士論文の審査を受けるためには、定められた期限までに修士論文を提出する必要がある。また、審査会において、当該論文内容についての発表を行い、主査、副査による審査を行う。

・審査基準・水準

主査及び副査は、修士論文の審査において、以下の事項を満たしているか判断し、全てを満たす場合、合格と判定する。

1. 実学に基づく専門能力

修士課程を修めるものとして相応しい知識や技術を兼ね備えていること。

2. 学術的意義、問題解決力

先行研究との違いや課題を明確化し、学術的意義のある研究に臨んでいること。

高い倫理観を持って新規性、独創性のある研究に臨んでいること。

3. 分析・評価能力

実験結果等を統計的手法など適切な方法により、分析を行えていること。また適切に結果を解釈できていること。

4. コミュニケーション能力、論理的な思考力

修士論文の論理展開が明確であること。

修士論文審査会において、自身の研究内容について、適切に説明できていること。また、質問を十分に理解し回答できていること。